

## 条例等立案表

題名

徳島県立鳥居龍藏記念博物館協議会規則

課(室)名  
文化の森振興総局担当者名  
臼杵一浩電話番号  
三二〇八

制定理由

教育委員会の附属機関として、徳島県立鳥居龍藏記念博物館協議会を置くことに伴い、同協議会の組織及び運営に關し、所要の規定を定める必要がある。

あらまし

- 一 徳島県立鳥居龍藏記念博物館協議会に会長及び副会長を置くこととした。
- 二 その他所要の規定を定めることとした。
- 三 この規則は、平成二十二年四月一日から施行することとした。

予算上の措置

関係法規

法令審査会

(要)  
否

考

備

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立鳥居龍藏記念博物館協議会規則を次のように定める。

平成二十二年三月 日

徳島県教育委員会

委員長 山田喜三郎

徳島県立鳥居龍藏記念博物館協議会規則

(趣旨)

第一条 ホの規則は、徳島県文化の森総合公園文化施設条例(平成二年徳島県条例第十号)第七条第六項の規定に基づき、徳島県立鳥居龍藏記念博物館協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

- 1 第一条 協議会に、会長及び副会長一人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を總理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 1 第三条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が協議会に詰つて定める。

附 則

ホの規則は、平成二十二年四月一日から施行する。